

市税など

口座振替 領収済通知書

郵送を廃止

これまで市税などを口座振替で納付している皆さんに、平成21年度までは口座振替領収済通知書を年度末に郵送していましたが、省資源化推進などの理由で22年度から廃止します。今後は金融機関で預(貯)金通帳を記帳して確認してください。
※口座振替領収済通知書が必要な場合は、個別に対応しますので、各担当課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

●市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

⇒納税課(☎775-5135・☎775-9846)

●介護保険料

⇒高齢介護課(☎775-5127・☎776-8872)

●後期高齢者医療保険料

⇒保険年金課(☎775-5125・☎775-9827)

●保育料

⇒子ども家庭課(☎775-5121・☎774-5342)

●し尿汲取手数料

⇒生活環境課(☎775-6940・☎775-9927)

国民年金 こんなときは届け出を

⇒保険年金課(☎775-5137・☎775-9827)

大宮年金事務所(さいたま市北区宮原町4-19-9、☎652-7474・☎652-4700)

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人全員が加入する制度です。職業などにより加入の仕方は3つの種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。

※年金受給者の住所変更は、保険年金課(市役所1階9番窓口)に届け出のはがきがあります。

①第1号被保険者

(自営業者・農林漁業者・フリーター・学生・第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

こんなとき	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ
氏名が変わった	氏名変更	保険年金課(市役所1階9番窓口)	年金手帳、印鑑
上尾市に転入した	住所変更	転出先の市区町村	転出先の市区町村に問い合わせ
上尾市から転出した			
上尾市内で転居した	住民票の住所変更をすれば、国民年金の手続きは不要		
海外に転出する	国民年金をやめる		年金手帳、印鑑
	任意加入	保険年金課(市役所1階9番窓口)	・国内に協力者(家族など)がいる場合 →年金手帳、印鑑 ・協力者がいない場合 →年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
受給資格が足りないときや年金額を満額に近づけたいとき	任意加入(60~65歳)		年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出	金融機関、大宮年金事務所	年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
クレジットカード納付を開始・停止・変更するとき	クレジットカード納付(変更)申出書を提出	大宮年金事務所	年金手帳、クレジットカード、印鑑
納付書を紛失した	納付書再交付		大宮年金事務所に問い合わせ
年金手帳を紛失した	年金手帳再交付		本人を確認できる物、印鑑
保険料を納めるのが困難なとき	免除申請(全額・一部納付)	保険年金課(市役所1階9番窓口)	年金手帳、印鑑 ※場合により雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例申請		年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書

②第2号被保険者(厚生年金や共済組合などに加入している会社員・公務員)

こんなとき	手続き内容	届け出先	必要な物
勤務先を退職した	第1号被保険者資格の取得	保険年金課(市役所1階9番窓口)	年金手帳、資格喪失証明書、離職証明書などの退職の証明ができる物、印鑑
勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格の取得	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ

③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

こんなとき	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者が厚生(共済)年金の会社・官公庁を退職した	第1号被保険者への種別変更	保険年金課(市役所1階9番窓口)	年金手帳、資格喪失証明書など配偶者の退職の証明ができる物、印鑑
配偶者の扶養から外れた			年金手帳、資格喪失証明書、印鑑

※第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。



介護保険料の納め忘れは
ありませんか

高齢介護課 775-5127
776-8872

65歳以上の人(第1号被保険者)の平成22年度の介護保険料は2月28日が最終納期限でした。納付書で納めている人は納め忘れがないか、もう一度確認してください。

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支える制度です。制度の公平性を保つため、保険料を納めていない状態が長期間続く場合は、介護サービスの利用料の支払い方法や自己負担額が次のとおり変更になる場合があります。

●1年以上滞納した場合

サービス利用料をいったん全額支払うようになります。後日、市に申請すれば9割分を払い戻します(償還払い)。

●1年6カ月以上滞納した場合

サービス利用料の払い戻し(償還払い)9割分の給付を一時差し止めます。その後も滞納保険料を支払わないと、保険料滞納部分の納付に充てられます。

●2年以上滞納した場合

サービス利用料の自己負担額が1割から3割になります(償還払いも払い戻しは7割だけ)。自己負担額

が3割になる期間は、保険料の納付状況により異なります。また、高額介護サービス費の支給は受けられなくなります。

納付が困難な場合は早めに相談を

介護保険料を滞納すると、給付の制限を受ける場合があります。納付期限は必ず守るようにお願いします。特別な事情で納付が困難な場合は、高齢介護課保険料担当(市役所2階③番窓口)に相談してください。

介護保険料Q&A

Q 介護保険料は年金天引きになると聞いていましたが、納付書が送られてきました。なぜですか?

A 介護保険料は、年金の受給開始と同時に年金天引き(特別徴収)にはなりません。年金を受給し始めてから半年〜1年後に、介護保険料が年金天引きになります(生年月日や年金受給開始時期などにより異なります)。そのため、年金を受給している人であっても65歳になった年度の介護保険料は、納付書か口座振替による納付(普通徴収)になります。

Q 転入前の住所地では年金天引きでしたが、今後も継続されますか?

A 転入した場合は、年金天引きは継続されません。翌年度から再開します。それまでの間は、普通徴収に

なります。

Q 以前は年金天引きでしたが、中止されたのはなぜですか?

A 次のいずれかに該当すると、年金天引きはできません。①年金の受給が停止した②年金受給権を担保に融資を受けている

Q ことし65歳を迎えますが、介護保険料の納付方法は変わりますか?

A 64歳までの介護保険料は、加入している健康保険(国民健康保険、健康保険組合など)の保険料に含まれていましたが、65歳以上では、健康保険料と介護保険料は、別々に納付するようになります。

あげお子ども読書プラン(案)
への意見を募集

図書館 773-8521
776-7330

全ての子どもたちの自主的な読書活動を支える環境づくりを目指して「あげお子ども読書プラン」を策定します。計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5年間です。この計画案への意見を次のとおり募集しています。

▼募集期間 3月12日(土)まで

▼提出方法 「あげお子ども読書プラン(案)への意見書」(様式)に必要事項を記入して、直接または郵送、ファクス、メールで図書館(T3

地上デジタル放送視聴のための支援

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない世帯に地上デジタル放送対応の簡易なチューナー(1台)の無償給付などを行っています。

▶対象

- (1)生活保護世帯などでNHK放送受信料が全額免除の世帯
- (2)市町村民税が非課税の世帯

※支援内容や申し込み方法などは対象世帯により異なります。詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センターへお問い合わせください。

⇒放送受信料全額免除の世帯 0570-033840

⇒市町村民税非課税の世帯 0570-023724

ホームページ <http://www.chidejishien.jp/>

62-0037上町1-7-1、
5724000@city.ageo.lg.jp) <

▼計画(案)、意見書(様式)の設置場所 図書館本館・分館、公民館図書室、情報提供コーナー(市役所1階) ※市ホームページの図書館コーナーにも掲載しています。

▼意見などの取り扱い 内容を検討した上、策定の参考にする ※意見は公開する場合があります。